

いじめ不登校防止基本方針対策

- 1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであることの認識を自覚し、まず、いじめ未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じ、いじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、全ての児童が認められるという認識(自己有用感)を持つことができるように教育課程の充実を図る。また、「いじめは しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。
 - 2 いじめ・不登校対策委員会(校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当者・養護教諭・スクールカウンセラー・保護者代表〔PTA会長・副会長〕)
 - いじめ・不登校の防止対策推進を目的とし、毎学期1回、または校長が必要と認めたときに開催する。
 - いじめの問題解決について話し合う。(問題の調査、解決方法をさぐる)
 - 研修の企画、実施
 - いじめ・不登校の実態把握
 - 3 いじめ・不登校の学校の対応
 - (1) 未然防止
 - ① 教育課程の充実(児童をいじめに向かわせないための教育活動)
 - 各教科
 - ・基本的な学習規律の確立
 - 「学びの名人」の活用
 - ・基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る
 - 道徳
 - ・道徳の時間を要とした心の教育
 - 特別活動
 - ・活動内容1の充実と確実な実施
 - ・委員会の自主的活動と、協力し信頼し合う人間関係の形成
 - ・同学年、異学年交流による人間関係の育成
 - 総合的な学習の時間
 - ・体験的・実践的な活動による豊かな人間関係や集団づくり
 - インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
 - 基本的な生活習慣の確立
 - ② 早期発見と早期対応
 - ① 早期発見
 - 教育相談
 - ・全校児童を対象に学期に1回の教育相談
 - ・相談ポストの点検(毎月1回教頭)
 - (教頭が点検)→問題があれば事情聴取、さらに面談
 - ・基本は、担任による面談を行う。
 - (場合によっては、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー)
 - ・教育相談の基本姿勢
 - カウンセリングマインドなどに基づくアクティブリスニングで
 - いろいろな資料を集める。(親子関係、養育過程など)
 - 静かな個室を使って、落ち着いた雰囲気で行う。
 - 場合によっては文章に書かせるなど、ゆっくりと考える時間を与える。
 - 一人一人の感じ方の違いを理解する。
 - アンケート
 - ・毎月の担任による「いじめチェックリスト」
 - 気になる児童の把握
 - ・学校生活アンケート(毎学期1回)の実施
 - ・いじめアンケート(無記名アンケート、毎学期1回)の実施
 - ・家庭用チェックリスト(毎学期1回)の実施
 - 日常より
 - ・日記、日常観察から(担任)
 - ・出席簿の点検(管理職)
 - ・気になる児童のチェック(校内部会)
 - 教育課程内外での気になる行動の把握
 - (2) 早期発見と早期対応
 - ① 早期発見
 - 教育相談
 - ・全校児童を対象に学期に1回の教育相談
 - ・相談ポストの点検(毎月1回教頭)
 - (教頭が点検)→問題があれば事情聴取、さらに面談
 - ・基本は、担任による面談を行う。
 - (場合によっては、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー)
 - ・教育相談の基本姿勢
 - カウンセリングマインドなどに基づくアクティブリスニングで
 - いろいろな資料を集める。(親子関係、養育過程など)
 - 静かな個室を使って、落ち着いた雰囲気で行う。
 - 場合によっては文章に書かせるなど、ゆっくりと考える時間を与える。
 - 一人一人の感じ方の違いを理解する。
 - アンケート
 - ・毎月の担任による「いじめチェックリスト」
 - 気になる児童の把握
 - ・学校生活アンケート(毎学期1回)の実施
 - ・いじめアンケート(無記名アンケート、毎学期1回)の実施
 - ・家庭用チェックリスト(毎学期1回)の実施
 - 日常より
 - ・日記、日常観察から(担任)
 - ・出席簿の点検(管理職)
 - ・気になる児童のチェック(校内部会)
 - 教育課程内外での気になる行動の把握
- 4 学校評価

いじめ・不登校対策委員会の組織と役割、いじめへの学校の対応(未然防止、早期発見と早期対応)についての自己評価を実施し、学校関係者評価において報告する。
- 5 問題発生時の対応体制

※ 問題行動等があった場合、学級担任や生徒指導担当が当該児童との面談の時間が取れるよう、代わりの者(教頭・主幹等)が入る。